

## 千葉工業大学学生納付金納入細則

昭和62年4月1日

制定

最終改正 令和6年4月1日

(目的)

**第1条** この細則は、千葉工業大学学則第51条第2項及び大学院学則第49条第2項に基づく学生納付金（以下「学納金」という。）の納入について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 学納金とは、入学金、授業料及び休学在籍料をいう。

(金額)

**第3条** 学納金の額は、千葉工業大学学則第50条第2項及び大学院学則第48条第2項による。

(納入方法)

**第4条** 学納金の納入方法は、銀行振込又は口座振替とする。

(納入期限)

**第5条** 学納金は、所定の期日までにその年度の全額を納入しなければならない。ただし、授業料は、分納することができる。

2 入学金は、入学時のみ納入するものとする。

3 納入期限は、次の各号の通りとする。なお、大学院については、前期を春学期に、後期を秋学期に読み替えるものとする。（以下、同じ）

(1) 全納者及び分納者の前期分は4月末日

(2) 分納者の後期分は9月末日

4 前項にかかわらず新入学生については、入学手続要項による納入期限とする。

5 第1項の規定にかかわらず、転入学・卒業その他特別な理由がある場合は、在籍しない学期の授業料の納入を要しないものとする。

(納入期限の延長)

**第6条** 経済的事由、国の修学支援制度への申請、大学院段階における授業料後払い制度への申請、あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により授業料の納入期限の延長を希望する学生は、本人及び保証人連署のうえ「授業料延納願書」をすみやかに学長宛に提出しなければならない。ただし、国の修学支援制度の継続申請者は、「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」の提出をもって「授業料延納願書」の提出に替えることができる。

2 前項により提出された「授業料延納願書」に基づき、学長が必要であると判断した場合は、前期分は6月末日、後期分は12月20日を限度として納入期限の延長を許可することができる。

3 前項にかかわらず、国の修学支援制度及び大学院段階における授業料後払い制度の申請をしている学生は、学長の判断により、前期分は7月末日、後期分は1月20日を限度として納入期限の延長を許可することができる。

(未納者の取扱)

**第7条** 財務部は、学納金の納入期限を経過しても納入しない学生については、保証人にその旨を通知し督促する。

2 前項の督促にもかかわらず納入期限より起算して1か月以上学納金を納入しない学生については、財務部は除籍対象者として名簿を作成し、教学センターに提出する。

3 教学センターは前項の除籍対象者名簿により、当該学生の所属する学科長及びクラス担任と協議のうえ学長に上程し、学長は教授会の意見を聴いて当該学生を除籍する。

4 除籍対象者であっても退学届を提出した学生は退学とし、学納金を納入した学生は除籍対象者から除外する。

5 前条第2項の規定により延納を許可された学生が、延納期間を経過しても学納金を納入しない場合、学長は教授会の意見を聴いて当該学生を除籍する。

(留年者の学納金)

**第8条** 留年及び休学等で学年を降下した者の学納金は、当該学生の入学年度によって定められた学納金とする。

2 修業年限を超えて在籍する者の学納金は、修業年限最終時の学納金に据え置く。

(休学者の学納金)

**第9条** 休学を許可された者の学納金は、休学する学期ごとに休学在籍料100,000円とする。

(再入学者・編入学者及び転入学者の学納金)

**第10条** 再入学・編入学及び転入学を許可された者の学納金は、入学許可年次の在籍生に適用される学納金とする。ただし、編入学者及び転入学者の入学金については、入学許可年度の新入学生に適用される額とする。

(学士入学者の学納金)

**第11条** 学士入学した者の学納金は、入学許可年次の在籍生に適用される学納金とする。ただし、他大学を卒業した者の入学金については、入学許可年度の新入学生に適用される額とする。

(海外留学者の学納金)

**第12条** 海外の大学等へ留学を許可された者の学納金は、入学年度に定められた学納金とする。ただし、留学により休学を許可された者の学納金は、第9条の規定にかかわらず、休学する学期ごとに休学在籍料50,000円とする。

(返還)

**第13条** 既に納入された学納金は、原則として返還しない。ただし、次の場合に限り、本人又は保証人の請求により、それぞれ該当する授業料を返還する。

(1) 当該年度の授業料を全納又は後期分を納入した学生が、当該年度内の前期期間中に退学、卒業又は死亡した場合の後期分の授業料

(2) 次年度の授業料を納入した学生が、当該年度内に退学又は死亡した場合の次年度授業料の全額

(3) 入学を許可された者が、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合の納入された授業料の全額

(4) 国の修学支援制度や各種奨学金による学納金への充当、休学または海外留学の許可などにより、当該年度・学期の学納金に過払いが生じた場合の正規金額との差額

2 前項の他、理事長が特に認めた場合には、返還することができるものとする。

(細則の改廃)

**第14条** この細則の改廃は、学内理事会の了承を経るものとする。

**附則**

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附則**

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

**附則**

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行前に、既に在籍する学生の納付金納入については、なお従前の例による。

**附則**

この細則は、平成19年5月28日から施行する。

**附則**

- 1 この細則は、平成20年4月22日から施行する。
- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、平成20年4月1日現在、修業年限を超えて在籍する学生の授業料は、当該学生の平成19年度の授業料と同額とする。

**附則**

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

**附則**

この細則は、平成28年3月30日から施行する。

**附則**

この細則は、平成28年7月21日から施行する。

**附則**

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

**附則**

この細則は、令和2年2月1日から施行する。

**附則**

この細則は、令和3年4月26日から施行する。

**附則**

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

**附則**

この細則は、令和6年4月1日から施行する。